

金融商品取引所等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）の概要

1. いわゆるプロ向け市場の創設

(1) 自主規制業務の範囲の見直し

特定証券等情報、発行者等情報等の「提供」に係る審査についても、その公表に係る審査と同様に金融商品取引所の自主規制業務に含める（第7条第4号）。

(2) プロ向け市場に関し自主規制法人以外の者に委託することのできる自主規制業務（特定業務） 金融商品取引所がプロ向け市場に関して自主規制法人以外の者に委託することができる自主規制業務として、

- ① 上場・上場廃止のための基準等に適合するかどうかの調査
- ② 情報の開示・提供がその審査を行うための基準に適合するかどうかの調査等に関する業務を定める。（第7条の2）

(3) 特定業務を委託する場合に金融商品取引所が講ずべき措置

金融商品取引所がプロ向け市場に関して特定業務を委託する場合に講ずべき措置として、

- ① 特定業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができると認められる者に委託するための措置
- ② 発行者に対する受託者の独立性を確保するための措置
- ③ 業務の実施状況の検証等、適切な監督を行い、必要な場合には違約金の徴収、委託の終了等を行うための措置等を定める（第7条の3）。

(4) プロ向け市場における買付けの委託を行うことができる者

特定投資家等以外の者であってプロ向け市場において買付けの委託をすることができる者として

- ① 当該プロ向け市場に上場された有価証券の発行者、オーナー及び親会社等
 - ② 役職員持株会
- を定める（第63条の2）。

2. 金融商品取引所の業務範囲の拡大

金融商品取引所が認可を受けて市場開設することのできる取引として、算定割当量に類似するものを定める。（第9条の2）